

附属書五（第七章関係） 電気通信サービス

第一条 適用範囲

- 1 この附属書の規定は、電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす措置について適用する。
- 2 この附属書の規定は、各締約国の法令に規定する放送サービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。
- 3 この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。
 - (a) 一方の締約国が、他方の締約国のサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する以外の電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。
 - (b) 締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国がそれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

第二条 定義

この附属書の規定の適用上、

- (a) 「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。
- (b) 「内部相互補助」とは、一の商品又はサービスから生み出される利益を、同一の法人による他の商品又はサービスの提供を支援するために用いる行為をいう。
- (c) 「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。
- (d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。
 - (i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。
 - (ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

- (e) 「相互接続」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するサービス提供者との接続であつて、一のサービス提供者に係る最終利用者が他のサービス提供者に係る最終利用者と通信し、又は他のサービス提供者によって提供されるサービスにアクセスすることを可能にするものをいう。
- (f) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。
- (i) 不可欠な設備の管理
- (ii) 当該市場における自己の地位の利用
- (g) 「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。
- (h) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。
- (i) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要

求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送であつて、典型的には、二以上の地点の間で、顧客が提供する情報について、当該二以上の地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わずに行うものを含む。

(j) 「再販売」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービス提供者によつて提供されるサービスを、その後商業的な原則に基づいて販売し、又は賃貸すること（価値を付加するか否かを問わない。）をいう。

(k) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(l) 「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を有する機関をいう。

(m) 「利用者」とは、サービスの消費者及びサービス提供者をいう。

第三条 アクセス及び利用

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保する。その義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者について、当該一方の締約国内において又は当該一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス（それらには、専用回線を含む。）へのアクセス並びにそれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a) 当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b) 当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(c) 当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする）を確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

3 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国又は世界貿易機関の他の加盟国において

データベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4 3の規定にかかわらず、締約国は、次の目的のために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 通信の安全及び秘密を確保すること。

(b) 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの利用者の個人情報を保護すること。

5 各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスを提供する責任、特に、当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

(b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場

合

- 6 5に定める基準を満たす場合においては、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。
- (a) 公衆電気通信の伝送サービスの再販売又は共同利用の制限
 - (b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件
 - (c) 必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及びこの附属書の第十三条に規定する目標の達成を促進するとの要件
 - (d) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件
 - (e) 専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限
 - (f) 届出、登録及び免許

第四条 競争条件の確保のためのセーフガード

1 各締約国は、サービス提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、又は維持する。

2 1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。
- (b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他の提供者が適時に利用することができるようにならないこと。

第五条 再販売

一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者による再販売サービスの提供に対し、不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第六条 相互接続

1 一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送網の提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、自国の法令に規定する範囲内で相互接続を提供することを確保する。

2 各締約国は、自国の区域内における不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の要件を満たすものとする。

- (a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づくこと。
- (b) 当該主要なサービス提供者の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに対して当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。
- (c) 他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化さ

れた、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(d) 要請があつた場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

3 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

4 各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が相互接続に関する協定又は接続約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

第七条 独立の規制機関

1 各締約国は、自国の電気通信規制機関がいずれの電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いずれの電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

2 各締約国は、自国の電気通信規制機関が行う決定及び当該電気通信規制機関が用いる手続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

第八条 ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、反競争的とはみなされない。ただし、当該義務は、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第九条 免許基準の公の利用可能性

1 電気通信サービスの提供のために免許が必要とされる場合には、各締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

- (a) 全ての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間
 - (b) 個別の免許の条件
- 2 各締約国は、申請に係る決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。免許の申請を拒否し、又は免許を取り消す決定が行われる場合には、当該締約国は、申請者の要請に応じ、拒否又は取消しの理由を申請者に通知する。

第十条 希少な資源の分配及び利用

1 各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2 各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3 締約国が周波数のスペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する措置は、第七・五条の規定と矛盾する措置ではない。したがって、各締約国は、周波数のスペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、当該権利がこの協定の他の規定（特に第七・三条の規定）に適合する態様で各締約国により行使されることを条件とする。当該権利には、現在及び将来の必要性並びに周波数のスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。

第十一条 透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に

関する措置が公に利用可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

- (a) 料金その他のサービスの条件
- (b) 技術的インタフェースの仕様
- (c) 当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成、改正及び採択について責任を負う機関
- (d) 公衆電気通信の伝送網への端末その他の機器の接続に適用される条件
- (e) 届出、登録又は免許の要件

第十二条 電気通信に関する紛争解決

1 一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、当該一方の締約国の法令に従って紛争を解決するため、当該一方の締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2 各締約国は、自国の法令に従い、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて自国の関係する電気通信規制機関の決定に不服を有するものが、当該決定の再検討を当該電気通信規制機関に申し立てることができることを確保する。いずれの締約国も、適当な当局が当該決定の執行を

停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、その申立てを行ったことを根拠として当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを許してはならない。

3 各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて関係する電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、独立した司法当局による当該決定についての司法上の審査を受けることができることを確保する。いずれの締約国も、当該司法当局が当該決定を差し止め、当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、当該審査が行われていることを根拠として当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを許してはならない。

第十三条 国際機関との関係

両締約国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。